

子ども・子育て支援納付金分の令和8年度税率について

1. 子ども・子育て支援金制度の概要について

(1) 子ども・子育て支援金制度の創設

- 少子化・人口減少が危機的な状況にある中、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において、児童手当の抜本的拡充など、年3.6兆円規模のこども・子育て政策の給付拡充を図ることとなった。こうした大きな給付拡充に当たっては、経済政策と調和した財政枠組みとするとともに、若い世代の方々が将来に展望を持てるよう、責任を持って安定財源を確保する必要性が示された。
- そのため、こども未来戦略「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度を令和8年度に創設することとなった。

(2) 国民健康保険における子ども・子育て支援金制度の内容

- 政府は、国が負担する部分等を除いた部分に充てるため、令和8年度から毎年度、健康保険者等（全国健康保険協会、健康保険組合、都道府県、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は後期高齢者医療広域連合）から、支援納付金を徴収する。（令和8年度 概ね6,000億円 令和9年度 概ね8,000億円 令和10年度 概ね1兆円）
- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置（医療保険と同様の所得階層別の軽減率（7割、5割、2割））、被保険者の支援金額に一定の限度（賦課上限）を設ける措置等を設けることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施する。
- 国民健康保険における支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこどもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じる。
- 子ども・子育て支援金の負担額については、令和8年度は負担額を抑え、令和8年度から令和10年度にかけて本来の負担額へ近づくよう段階的に改定を行っていく。

2. 令和8年度日野市子ども・子育て支援納付金に関する税率について

令和7年第4回日野市国民健康保険運営協議会で答申いただいたとおり、東京都より通知のあった標準保険料率とするため、令和8年第1回日野市議会定例会に日野市国民健康保険条例の改正案を上程し、可決いただきました。

東京都から通知のあった標準保険料率は次の通りです。

○子ども・子育て支援納付金分 標準保険料率（東京都通知より）

所得割	均等割	18歳以上均等割※
0.30%	1,899円	84円

※こども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者。高校生年代）については、均等割額が全額軽減されます。「18歳以上均等割」は「18歳以上被保険者均等割額（18歳未満の加入者の均等割額を全額軽減するためにかかる額）」です。

3. 令和9年度以降の税率について

制度概要のとおり、令和9年度・令和10年度も税率改定が行われる見込みです。

また、令和7年度第4回日野市国民健康保険運営協議会で答申いただきましたとおり、東京都が日野市に示す標準保険料率に基づき、税率改定を行ってまいります（P4_令和7年度第4回日野市国民健康保険運営協議会答申参照）。

4. 具体的な影響額について（モデルケース）

① 2人世帯の場合（世帯主の年金収入のみ・65歳以上）

世帯の収入額	所得割	均等割	小計	最終賦課額	(参考) 月額
年金収入150万円 (7割軽減対象者)	0円	1,190円	1,190円	1,100円	92円
年金収入210万円 (5割軽減対象者)	1,710円	1,983円	3,693円	3,600円	300円
年金収入260万円 (2割軽減対象者)	3,210円	3,173円	6,383円	6,300円	525円
年金収入300万円 (軽減なし)	4,410円	3,966円	8,376円	8,300円	692円

② 4人世帯の場合（世帯主の給与収入のみ・全員18歳以上）

世帯の収入額	所得割	均等割	小計	最終賦課額	(参考) 月額
給与収入90万円 (7割軽減対象者)	0円	2,380円	2,380円	2,300円	192円
給与収入240万円 (5割軽減対象者)	3,510円	3,966円	7,476円	7,400円	617円
給与収入380万円 (2割軽減対象者)	6,510円	6,346円	12,856円	12,800円	1,067円
給与収入500万円 (軽減なし)	9,390円	7,932円	17,322円	17,300円	1,442円

③ 4人世帯の場合（世帯主の給与収入のみ・子ども2名が18歳未満）

世帯の収入額	所得割	均等割	小計	最終賦課額	(参考) 月額
給与収入90万円 (7割軽減対象者)	0円	1,190円	1,190円	1,100円	92円
給与収入240万円 (5割軽減対象者)	3,510円	1,983円	5,493円	5,400円	450円
給与収入380万円 (2割軽減対象者)	6,510円	3,173円	9,683円	9,600円	800円
給与収入500万円 (軽減なし)	9,390円	3,966円	13,356円	13,300円	1,108円

7日国運第8号
令和8年1月15日

日野市長 古賀 壮志 様

日野市国民健康保険運営協議会
会長 森沢 美和子



子ども・子育て支援金制度開始に伴う国民健康保険税率等について(答申)

令和7年12月18日付け、日市保第1512号により諮問のありました標記の件につきまして、令和8年1月7日、令和7年度第4回日野市国民健康保険運営協議会を開催し、審議した結果、当協議会は下記のとおり答申します。

記

1、日野市国民健康保険における子ども・子育て支援納付金分の令和8年度の税率について

日野市国民健康保険税(子ども・子育て支援納付金分)の税率は、国の示す確定係数における事業費納付金の額により東京都が算定し、日野市に示す標準保険料率に基づく額とする。

2、令和9年度以降の子ども・子育て支援納付金分の税率変更に伴う貴協議会への諮問・答申について

日野市国民健康保険税(子ども・子育て支援納付金分)は、標準保険料率に基づいた額にて毎年度徴収を行うため、本会での毎年度の諮問・答申の場は設けず、意見聴取の場のみ設けることとする。

(参考) 子ども・子育て支援金に関する試算 (出典: 子ども家庭庁資料)

子ども・子育て支援金に関する試算 (医療保険加入者一人当たり平均月額)

(月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め)

	加入者一人当たり支援金額		(参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績) (②)	(参考) ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額		
全制度平均	250円 (参考) 被保険者一人当たり 450円	350円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 (参考) 被保険者一人当たり 450円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 600円	10,800円 (参考) 被保険者一人当たり 17,900円	4.5%
協会けんぽ	250円 (参考) 被保険者一人当たり 400円	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	10,200円 (参考) 被保険者一人当たり 16,300円	4.3%
健保組合	300円 (参考) 被保険者一人当たり 500円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	11,300円 (参考) 被保険者一人当たり 19,300円	4.6%
共済組合	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 750円	11,800円 (参考) 被保険者一人当たり 21,600円	4.9%
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考) 一世帯当たり 350円	300円 (参考) 一世帯当たり 450円	7,400円 (参考) 一世帯当たり 11,300円	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	6,300円	5.3%

(注1) 本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考えの下で拠出。なお、被用者保険間の扱いは総報酬制であること踏まえ、実務上、国が一律の支援金率を示すこととする。

(注2) 被用者保険の年収別の支援金額については、数年後の賃金水準によることから、試算するとは異なるものとする。

(注3) 国民健康保険の1世帯当たりについては、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば夫婦1人の3人世帯(夫の給与収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)で見ると、年収80万円の場合50円(広益分7割軽減)、同160万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合250円(同2割軽減)、同300万円の場合400円(同2割軽減)、国保の被用者の世帯では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収400万円以上については上位約1割と対象が限定されるため(※)、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同400万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同600万円の場合800円、同800万円の場合1,100円。なお、支援金制度が少子化対策にかかると、この層をさらに細かく区切ることで、世帯の拠出額が増えよう。こと(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者)については均等割額が全額軽減。

(注4) 国民健康保険の支援金については、令和3年度の総報酬である222兆円で割ると0.4%であることから、労使折半の下、本人拠出を0.2%として計算。

(注5) 後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば単身世帯(年収収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)で見ると、年収80万円の場合50円(均等割7割軽減)、同160万円の場合100円(同7割軽減)、同180万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合250円(同2割軽減)、年収収入のみで、これらの層がボリュームゾーンであり、年収250万円以上については上位約1割と対象が限定されるため(※)、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同250万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同300万円の場合750円。

(注6) 介護分の保険料額は、第1号被保険者(65歳～)の1人当たり月額(基準額の全国加重平均)で6,014円(令和5年度)、第2号被保険者(40～64歳)の1人当たり月額(事業主負担分、公費分を含む)で6,276円(令和6年度見込額)金額は一概にいない。